

栃木県後期高齢者医療広域連合職員の分限に関する手続き及び効果 に関する条例

令和2年2月13日
条例第2号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第28条第3項の規定に基づき、職員の意に反する降任、免職及び休職の手続き及び効果に関し必要な事項を定めるものとする。

(降任、免職及び休職の手続)

第2条 任命権者は、法第28条第1項第2号の規定に該当するものとして職員を降任し、若しくは免職する場合又は同条第2項第1号の規定に該当するものとして職員を休職する場合においては、医師2名を指定してあらかじめ診断を行わせなければならない。

2 職員の意に反する降任若しくは免職又は休職の処分は、その旨を記載した書面を当該職員に交付して行わなければならない。

(休職の効果)

第3条 法第28条第2項第1号の規定に該当する場合における休職の期間は、3年を超えない範囲内において、休養を要する程度に応じ、個々の場合について、任命権者が定める。

2 任命権者は、前項の休職の期間が3年に満たない場合には、その休職を発令した日から引き続き3年を超えない範囲内において、これを延長することができる。

3 任命権者は、前2項に規定する休職の期間中であっても、その事由が消滅したと認められるときは、速やかに復職を命じなければならない。

4 法第28条第2項第2号の規定に該当する場合における休職の期間は、当該刑事事件が裁判所に係属する間とする。

5 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員に対する第1項の規定の適用については、同項中「3年を超えない範囲内」とあるのは「法第22条の2第2項の規定に基づき任命権者が定める任期の範囲内」とする。

第4条 休職者は、職員としての身分を保有するが、職務に従事しない。

2 休職者は、休職の期間中、条例に別段の定めがない限り、いかなる給与も支給されない。

(失職の特例)

第5条 任命権者は、禁錮以上の刑に処せられた職員のうち、その刑に係る罪が過失によるものであり、かつ、その刑の執行を猶予された者について、情状を考慮して特に必要があると認めるときは、当該職員がその職を失わないものとするすることができる。

2 前項の規定によりその職を失わないものとされた職員が、その刑の執行の猶予を取り消されたときは、当該取消しの日その職を失う。

(適用除外)

第6条 この条例の規定は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17の規定により栃木県後期高齢者医療広域連合に他の地方公共団体から派遣されている職員については、適用しない。

(委任)

第7条 この条例の実施に関し必要な事項は、任命権者が定める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。